

「環境影響評価法」対象事業に太陽光発電が追加されることに伴う「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の改正の骨子案について

【改正の理由】

- 従来、環境影響評価法（環境アセスメント法）では、太陽光発電事業は対象事業に含まれていなかったが、環境影響評価法施行令が改正（R1.7）され、環境影響評価法の対象事業として新たに「太陽電池発電所の設置の工事の事業等」が追加された（R2.4.1施行）（第1種事業 40MW以上、第2種事業 30MW以上）
※第1種事業：環境アセスメント必須、第2種事業：事業内容に応じて判定
- 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例では、「環境の認定基準」について、環境アセスメントの実施を義務付けていることから、環境影響評価法施行令の改正を受け、必要な改正を行うもの

【和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の改正】

- 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の「環境の基準」について、環境影響評価法に関する事項を追加

環境影響評価法の対象事業である場合、「同法に基づく環境アセスメントを実施していること」を基準として追加（環境影響評価条例の対象事業である場合は、従来より「同条例に基づく環境アセスメントを実施していること」を環境の基準としてきた）

改正前の環境に係る基準	改正後の環境に係る基準
—	環境影響評価法の対象事業である場合は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを実施すること
環境影響評価条例の対象事業である場合は、環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを実施すること	環境影響評価条例の対象事業である場合は、環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを実施すること
環境影響評価条例の対象事業でない場合は、環境影響評価条例に準じた環境アセスメントを実施すること	環境影響評価法 、環境影響評価条例の対象事業でない場合は、環境影響評価条例に準じた環境アセスメントを実施すること

- 県議会2月定例会に条例改正議案を提出、令和2年4月1日施行を予定
- 施行日以降に和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例の手続を開始する事業に適用